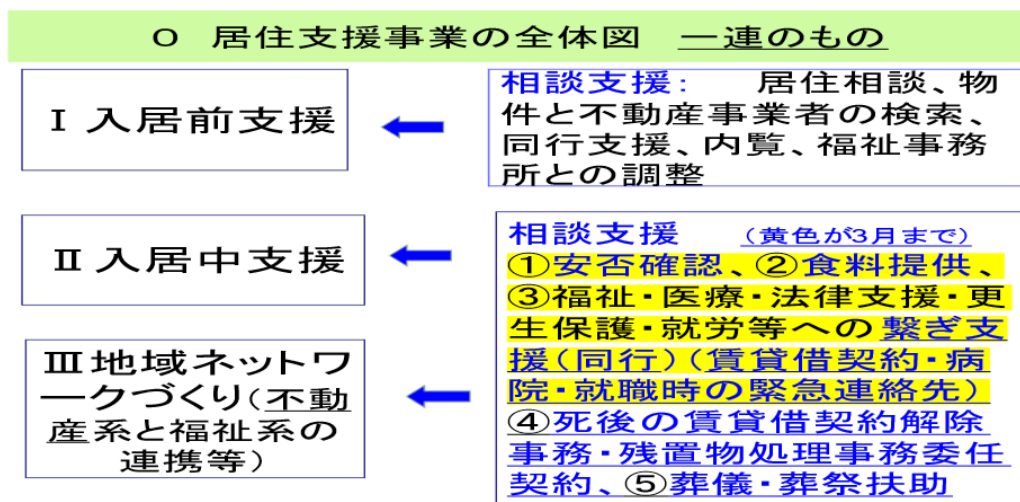




ノルマンディー、フランス、2011年夏

【居住支援事業（根拠法：住宅セーフティネット法第40条等）】

居住支援は「Ⅰ入居前支援」に終わらず、入居後の社会的孤立の中で、地域生活の安定、大きな病気等でなくなられる人の死の見送りもあり「Ⅱ入居中支援」「Ⅲ地域ネットワークづくり」と繋がっていきます（図）。



【社会的排除】

やはり社会的孤立・生活困窮者の状況を分析するときは、1980年代以降の世界的に行われた貧困研究が到達しているところの、経済的社会的文化的な多次元の排除という特徴を把握した社会的排除概念が重要です。利用者を見ると、①経済的次元では生活保護＝「生存権水準の生活の確保」の必要な人および生活保護より少し上の水準の「生活困窮者」がいます。②「障害」特に

精神障害、③「疾病」特に精神疾患、悪性腫瘍が見られます。④「刑余者」一番多いのが暴力事件で複数回の服役または大きな事件で服役がとても長い方もいて受動的な生活習慣のある人もいます。⑤「社会的孤立」家族がいても絶縁状態にあり知人はいないという、頼れる人がいないという社会関係からの排除です。⑥「低い自尊心」低位な生活状況が多いので自分の有用性や自分を尊重する自尊心が低い人が見受けられるので、社会参加・福祉コミュニティの中での回復が必要です。分析対象の17人全員が社会的孤立です。

【居住支援の類型】

2022年4月～3月中旬までの居住支援の実績は、特に中核部分である住宅契約の成約は16件、死後の賃貸借契約解除事務等の委任1件で、合計17件を分析対象とします。そのうちシェルター利用者は10件（うち1件は広島保護観察所の依頼）、夜回りの会播磨牧師からの依頼で路上生活しながらの生活保護申請者の居住支援は4件、地域包括、障害者相談支援等の依頼が3件でした。利用者の状況は本ニュース3, 4号に概要を報告した通りです。

1 生存権水準の生活の確保を支援して、就労は自力で確保する類型

3人、18%、うち2人はやはり稼働年齢層です。21世紀初めの日本における健康で文化的な最低限度の生活という生存権保障が基本であり、住宅、生活費、医療等を生活保護で保障し、就労は自分で探して比較的早く生活保護廃止になる人たちです。彼らが住居契約する時に、社会的孤立で保証人をとれず契約しにくいので、居住支援センターが、不動産会社、家主、家賃債務保証保険会社の審査・申し込みに必要な保証人にはならないが緊急連絡先になり、物件内覧、契約、福祉事務所への同行支援し、早期の住居確保の支援をしました。緊急連絡先を確保しないと住宅確保につながらないので、ほとんどの利用者の場合になっています。

2 生存権水準の生活の確保を支援して、精神疾患や悪性腫瘍等の疾病のある人を医療サービスへのつなぎ支援の類型

5人、29%。生活困窮に加えて、障害・精神疾患あるいは進行性の悪性腫瘍（うち3人）が見られるので、精神科医療につなぎ生活を阻害する症状の軽減を図りつつ、居住支援と生活支援をしました。また、がん医療の状態を理解して生活支援をしました。

居住支援センターは、2のとおり居住支援に加えて診察等に同行支援し緊急連絡先になり、住民票・自立支援医療の住所変更の同行支援、生活支援および死後の賃貸借契約解除事務等を受任しました。

3 刑余者の生存権水準の生活の確保を支援して、地域の福祉コミュニティへの参加支援類型

5人、29%。生活困窮に加えて、精神疾患も伴って暴力事件や万引きなどの犯歴により服役期間が長く、地域生活を自分で自律的に行う経験が少ない人がいます。居住支援センターは、地域生活のための住民票の編入、顔写真付きの個人番号カードの申請・取得、金融機関の口座の再発行、家賃債務保証保険会社の審査に必要な携帯電話の取得、要介護認定、老人福祉施設の申し込み

3 地域の高齢者、障害者等の居住支援

4人24%。居住支援センターは年金生活者等で足が悪くなりエレベーター付きか1階の住宅を求めて、居住環境をかえたい人の支援をしています。

2023 年 4 月以降、社会福祉士募集

(求人対象)

会員社会福祉士。

定年退職者。短時間勤務を希望の人。今後本事業の従事を希望する人。

長年培ってきたソーシャルワーク専門性を個人や社会に役立てて、次世代に伝えたい
と思っている人。児童養護施設退所者等の青年、刑余者、高齢者、障害等の
社会的排除に関心のある人。

(業務内容) 居住支援事業

(職業スキル)

自動車運転免許、パソコン（word, exel, ppt などが使える）など。

(待遇)

本会の規定等による。委細面談

(勤務予定)

10:00～17:00 1日6時間（昼休憩を含めて7時間）

1週あたり1日間の勤務

(勤務地)

広島市西区横川新町2番1 渡部ビル204号室 本会居住支援センター

(支援する地域)

広島市、府中町、海田町

(照会先)

居住支援センター岡崎仁史 (tel) 090-6402-3019

本会事務局長亀野幸一郎 (tel) 082-254-3019)



自宅でできる寄付ボランティア

住居に移った生活困窮者、路上生活者等が必要なものは次のとおりです。寄付をお願いします。

事務局に直接お持ちいただくか、送るか、あるいは家具等は事務局にご連絡ください。自転車はなかなか中古が出ないので、お金の寄付があれば購入して提供するのでありがたいです。なお、お名前の公表の可否、匿名希望なども、事務局に教えて下されると助かります。

また、家具等の運搬や「役立ち隊」のごみ屋敷掃除の要員の運送にポンゴの寄付を探しています。

住居に移る時に物品、資金を持っていないので、現物が必要です。

物価上昇率5%の影響と思いますが、2023年に入ってまた食料の提供依頼が増えています。

【食料品】 ★レトルト食品（調理が苦手な人が多く、温めるとすぐ食べられるカレー、ハヤシ、八宝菜、マーボー丼、親子丼、牛丼、豚丼）、缶詰、即席めん（カップ麺）、日持ちする野菜（かぼちゃ、大根、人参）、お菓子等。お金が無くなっても非常食の白飯とレトルトで飢えを凌げます。概してタンパク質が不足しています。

★お米（精米、玄米。古米でも構いません）、事業所保有の賞味期限間近の災害時の非常食の白飯（お湯を入れて15分で完成。炊飯器の無い人には有用）、ビスケット等。

【お金】福祉制度対象外で当座の生活費等が必要な生活困窮者等への貸付・給付用。

【家具、家電製品】

★物品は大学生のような生活物品一式が必要です。★ベッド、テーブル（こたつ机）、座卓、食器棚、小型の衣類タンス、天井照明、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、IHコンロかガス台、調理器具、テレビ・ラジオ（生保受給者は什器備品費の対象外なので、寄付物品が必要。情報ツールを持たないので個人番号カード、マイナポイント等の最新情報から遮断されています）

【生活物品】 ★自転車（中古の場合は防犯登録解除済のもの。通勤、買い物、社会活動等で退所後の移動範囲が広がる。）上下の布団とシーツ（掛布団用、敷布団用、まくら用）、マットレス等。タオル、キャリーバッグ、デイバッグ、スポーツバッグ、帽子（野球帽・毛糸）、食器一式

【衣類、靴】 ※新品か洗濯済のもの。

★スニーカー（洗濯済、27センチ前後）、★色物の長袖シャツ（M、L）、★冬春物衣類（L、XLが不足）、Gパン・ズボン（ウエスト90センチ前後）、下着（トランクス型、新品）、靴下（新品）、ベルト等。女性ものが少し（入浴サービス等で時々利用がある）。

【寄付物品等が必要な人の例】

①生活保護申請、自立支援を利用の、シェルター利用者、退所者

（利用中）仕事・収入・住宅等を失ってシェルターに衣類等を持たずに来たり、収監されたときは暖かい季節であったが出所した時は寒くなり暖かい衣類を持たずに滞在する人が多いです。また、制度上使える食費は一日3食で800円。しっかり食べて元気を出してもらうために、食料の補足が必要です。（退所後）住居に移った後も、資金不足で家具、季節の衣類の不足や、1、2日食べていないというSOSもあります。家計管理の継続した助言は、まずはお腹を満たしてからです。

②くつろぎ入浴サービス利用者

③「おとな食堂」の食材として

④大人の生活困窮者支援活動で使うほか、生活困窮の子ども食堂等の団体にも提供します。

お問合せ：広島県社会福祉士会 事務局 082-254-3019/ office@hacsw.jp